

平成 23 年 9 月 28 日
東京都消費生活総合センター

出会い系サイトに関する相談事例

1 迷惑メール・架空請求 (H23. 7. 28 報告事例の再掲)

【事例】

登録した覚えの無い出会い系サイトから携帯に大量の迷惑メールが届くようになった。暫く放置していたところ、配信停止手続きの URL 付のメールが届いたので、URL からアクセスして、配信停止の手続きをした。その後、配信停止には未納料金 5 千円の支払いが必要とのメールが毎日届くようになり、仕方なくクレジットカードで決済した。しかし今度は、解約手続きには 10 万円が必要とのメールが頻繁に届くようになり、同様にクレジットカードで決済した。その後も、130 万円ほどの未納料金を請求され、騙されたと思った。クレジットカード利用分の取り消しは可能か。

【問題点】

- ・ オプトイン規制後も迷惑メールが送信されている。
- ・ ワンクリック詐欺のようなサイトでも決済代行業者が入ることでクレジットカード決済が可能となっている。

2 架空決済・決済代行

【事例】

携帯にお金をあげるとのメールが届くようになった。お金を貰う手続のためにクレジットカードで決済をした記憶はあるが、請求書の明細が高額で驚いた。

クレジットカード会社に問い合わせ、決済代行会社の連絡先を聞いて問い合わせたところ、1 分間に十数回も決済されていることが判明した。取り消す方法を教えて欲しい。

【問題点】

- ・ 本事例の他にも、3 回のクレジット決済にもかかわらず 6 通の決済メールが届いたという相談もある。
- ・ 出会い系サイトではポイントを購入すると手持ちポイントが増加表示されるだけで、消費者はどの決済手段で幾ら決済しているのか把握できない。
- ・ 国際ブランドを利用した決済であることや、決済代行会社が関与していることを理解しないまま、出会い系サイトでクレジットカード決済をしている消費者が多い。
- ・ 決済代行会社からの決済メールも、サイトからの大量のメールに埋もれがちである。
- ・ 決済代行会社の中には、消費者センターにも住所を決して明かさず、電話と FAX だけで対応する事業者が存在する。

- ・ クレジットカードの明細に表示されている決済代行会社に電話すると、全く違う名称の事業者が電話が繋がることもある。その事業者と決済代行会社との関係は不明で、サイト事業者と直接の契約関係のない事業者が事務的に対応しており、決済代行会社の責任の所在が曖昧になっている。

3 芸能人のお悩み相談

【事例】

SNSでメールのやり取りをしていた女性から、自分がマネージャーとして担当している芸能人の悩み相談にのってほしいと他のサイトのURLが記載された招待メールが届いた。そのサイトにアクセスした時点で登録になり、出会い系サイトと気付いたが、当初無料ポイントが付いていたので利用した。

その芸能人は自分と同じ精神病で苦しんでいるということであったので、少しでも役に立てたらと思い、芸能人本人、マネージャー、統括役とメールをやり取りして結局クレジットカードで25万円を決済した。

マネージャーと統括役からは、会った時に芸能人のメールアドレスと通信料等のお礼を渡すと言われたが、一向に会えないので不審に思い警察に相談したところ、今後は出会い系サイトを利用しないようにと言われ、サイトからのメールは全て自分で削除した。

ネットには自分と同じ被害にあった人の書き込みがたくさんあり、詐欺と確信している。返金してほしい。

【問題点】

- ・ 出会い系サイト内のサクラの立証は難しい。
- ・ サイト内のメールのやり取りは1週間程度で自動的に消去されたり、大量のメールを送りつけられることによりメール保存限度量を超えて自動的に消えてしまったりして証拠となるメールが残らないことが多い。
- ・ パソコンのサイトはプリントアウトが可能だが、携帯サイトは証拠保存が難しい。
- ・ 他人の役に立ちたいと思う気持ちを利用され、既存の病状が悪化する相談者が多い。

4 お小遣いサイト・副業サイト

【事例】

高校生からの相談。

ポイントが貯まればお金が貰えるお小遣いサイトに登録した。スポンサーサイトに登録するとポイントが貯まり、1万円分のポイントが溜まったら現金に換金できるとあったので、懸賞サイトや占いサイト等に登録した。

その後、携帯電話に出会い系サイトから何百通ものメールが届くようになった。料金の説明がなかったので、有料とは思わず適当にメールのやり取りをしたところ、後払い料金が発生したと画面に表示され、督促メールも届くようになり、指定口座に料金を振り込んでしまった。

さらに「お金をあげる」と申し出があった人とのメールのやり取りでも料金が発生し、手持ちの現金がなくなってしまった。母親のクレジットカード番号と有効期限を盗み見て10万円をクレジットカードで決済したが、現在でも2万円が未納になっている。怖くなり消費生活センターに相談した。

ネットで副業サイトを探していたところ、メールのやり取りをするとお金を稼げるというサイトを見つけ、登録した。その後、出会い系サイトから300万円をあげるというメールが届き、アドレスを交換する手続きとして3千円を支払った。届いたメールは文字化けしており、文字化けの解除料として2万円を請求され騙されたと思った。その後、出会い系サイトから多数のメールが来るようになり困っている。

【問題点】

- ・ 「お小遣いサイト」や「副業サイト」に登録したところ出会い系サイトから膨大なメールが届くようになったとの若い女性からの相談が多い。
- ・ 同じような画面構成の出会い系サイトから多くのメールが届くようになると、メールを受信している消費者は別サイトとの認識がないまま利用するケースが多い。決済代行会社に問い合わせ、自分の利用サイトが判明しても、料金が未納だとサイトにアクセスすることもできないケースが多い。
- ・ 表向きサイトはそれぞれ別事業者を装っているが、返金の際の合意書を交わす段階で本来の運営会社が現れ、まとめて合意書を交わすことが多い。
- ・ 出会い系サイト規制法では、サイト上で自由にメールのやり取りができるようなサイトを規制の対象とし、利用者が未成年者でないことの確認を事業者に義務付けているが、消費生活センターに相談されるサイトは、利用規約で会員間のメールアドレスや電話番号といった個人情報の交換を禁止しており、サイトでフィルターを掛けているので、年齢認証は不要と言い、入会に際して身分証やクレジットカードの提示を求めているサイトが多い。
- ・ サイトを見ただけでは、コミュニティサイトなのか、出会い系サイト規制法に該当するサイトなのか、消費者は判別しづらい。